

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	7	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 事業所税 その他()		
要望項目名	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、金融、税制上の支援措置を講ずるものである。具体的には、新技術の導入、新製品の開発等新たな投資を促進することにより、特定業種の農産加工業者の経営の改善を図ろうとするものである。</p> <p>このため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善措置にかかる事業の用に供する事業所等について、資産割の特例措置の2年延長を要望する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>事業所税の課税所得の特例……承認計画に従って農産加工品の生産施設を有する事業所に係る課税標準に1/4を乗じた額を控除する。</p> <p>常時使用する従業員の数が1千人以下の個人、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1千人以下の法人、農業協同組合等が承認計画に従って新たに1台又は1基の取得価額が280万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除をすることができる。</p>		
関係条文	<p>地法附第33条 措法第10条の4、第42条の7、第68条の12</p>		
減収見込額	<p>(初年度) - (▲79) (平年度) - (▲79) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援により、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法は、UR農業合意に伴う市場アクセスの改善に伴う輸入の増加により影響を受けている特定農産加工業の経営改善を引き続き促進し、国産農産物の需要者たる食品産業の健全な発展を図っていかうとするものであり、このことは、食料・農業・農村基本法第17条に明文化された基本的施策である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>市場アクセスの改善による輸入増加で影響を受ける特定農産加工業の経営改善を促進するため、特定農産加工業経営階級臨時措置法が制定されており、平成20年には期限の延長がなされたところ。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長措置	平成25年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	政策目標の達成状況	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、都道府県知事より経営改善計画を承認された件数は、平成元年度から21年度までで1,016件（うち、延べ252件が特例措置を利用）となっている。年度ごとにばらつきはあるものの、承認件数は、ここ数年は30件程度で推移している。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度：適用予定事業者数 22業者 適用予定件数 22件 減税見込額 79百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：特別償却又は税額控除 融資：特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	法に基づく認定件数は平成元年度から21年度まで累計で1016件、そのうち延べ252件が特例措置を利用している。また、毎年度、30件程度が新たに認定されている状況下であり、今後も同様の傾向が見込まれることから、事業者からは本特例措置の継続が求められている。輸入品との競合の中で特定農産加工業者の経営改善を図るためには、製造コストの削減、高

		<p>付加価値商品の製造に必要な設備を導入することにより、生産の合理化・効率化を推進し、競争力の向上を図ることが必要であり、本特例措置は特定農産加工業者の設備投資を円滑に進める上での大きなインセンティブになっている。</p> <p>同事業者は、これまでの累次の国境措置の変更の結果、競合する輸入品が増加する一方、国内生産量が減少する等、大きな影響を受けており、引き続き、その経営改善のための支援措置である本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>また、同事業者は、国民への食料の安定供給や地域経済の安定に重要な役割を果たしている。一方、同事業者には中小企業が多く、収益性も低い中、貿易の自由化等により、企業を取り巻く環境も厳しい状況である。</p> <p>このため、融資だけでなく、本租税特例措置の両者を組み合わせて事業者への支援を行っていく必要がある。</p>																								
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>		<p>経営改善計画承認者の約半数(15件)が特例措置を活用しており、承認者を見る限り特定の者に偏ってはいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所税 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="571 703 1340 824"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>46</td> <td>55</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税・事業税 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="571 936 1340 1057"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	件数	23	24	27	金額	46	55	56		H19	H20	H21	件数	11	9	16	金額	19	15	28
	H19	H20	H21																							
件数	23	24	27																							
金額	46	55	56																							
	H19	H20	H21																							
件数	11	9	16																							
金額	19	15	28																							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、都道府県知事より経営改善計画を承認された件数は、平成元年度から21年度までで1016件(うち、延べ252件が特例措置を利用)となっている。年度ごとにばらつきはあるものの、承認件数は、ここ数年は30件程度で推移している。</p> <p>本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果をもたらしてきたが、近年の不景気の中で、累次の国境措置の変更により競合する輸入品が増加し、同事業者は引き続き大きな影響を受けており、未だ目標は達していない。</p> <p>本特例措置が廃止された場合、輸入自由化により影響を受けている特定農産加工業者の経営が悪化し、ひいては地域農業や地域経済へ与える影響も大きい。</p> <p>本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献している。</p> <p>また、今後、国際情勢の変化により、特定農産加工業を取り巻く情勢は一層厳しい局面を向かえることが想定されるため、本特例措置により、事業者の経営基盤を維持していくことは重要である。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果をもたらしてきたが、近年の不景気の中で、累次の国境措置の変更により競合する輸入品が増加し、同事業者は引き続き大きな影響を受けており、未だ目標は達していない。</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成元年度創設。以降6年度、8年度、10年度、11年度、13年度、15年度、16年度、18年度、20年度及び21年度に延長。</p> <p>(課税標準の軽減措置が16年度改正で1/2から1/3に縮減、18年度改正で1/3から1/4に縮減、21年度改正で従業者割を廃止。)</p>																								